

昭和二十五年法律第二百六十四号

中小企業信用保険法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たるものうち、特定事業を行うもの

三 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

四 協業組合であつて、特定事業を行うもの

五 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの(前各号に掲げるものを除く。)

六 特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第三項第七号において同じ。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの

七 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

八 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

九 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の従業員を使用する者であるものうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

十 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については百人)以下の従業員を使用する者であるもの(以下「酒類業組合」と総称する。)

として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相対部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するもの、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第十一項第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第二十六條の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第二十六條の三第四第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五條の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継協定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことに伴い、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの

この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下この項において「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を

超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、借入金のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金（手形の割引の場合には手形の支払、電子記録債権の割引の場合には電子記録債権に係る債務の支払）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は手形の割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の割引により融通を受けた資金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の方に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に消滅する。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提示しないもの（以下「無担保保証」という。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保証」という。）について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 公庫と無担保保証の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保証の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保証の保険関係が成立するものとする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保証、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提示しないもの（以下「特別小口保険」という。）をすることにより、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が二千万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保証、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定する

するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金額のうち保証をした額が二千万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、二千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項、第三条の八第一項、第三条の九第一項、第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時に、公庫と無担保関係の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保関係の保険関係に、公庫と無担保関係の契約を締結していない信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保関係、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債契約保険の保険関係の成立に關しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

#### （流動資産担保保険）

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。）のみ（当該中小企業者が法人である場合にあつては、流動資産（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをする。この際、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険（以下「流動資産担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と流動資産担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に流動資産担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、流動資産担保保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項から第五項まで及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

#### （公害防止保険）

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の公害防止施設の設置の費用、工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用その他の公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係

る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五千万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、一億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「公害防止保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額。以下同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と公害防止保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保関係、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が五千万円（当該債務者たる中小企業者について既に公害防止保険の保険関係が成立している場合にあつては、五千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、公害防止保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

#### （エネルギー対策保険）

第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えるこ

とができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保関係、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

#### （海外投資関係保険）

第三条の七 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の外国法人と永続的な経済関係を持った当該法人の株式その他の持分の取得その他の海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるもの（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設の設置の費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「海外投資関係保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と海外投資関係保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協

会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあっては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

務者たる中小企業者について既に新事業開拓保険の保険関係が成立している場合にあっては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新事業開拓保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第三項及び第五項並びに第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険、特定社債保険又は次条第一項に規定する特定支払契約の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者が代わつてする社債に係る債務の弁済を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

5 第三条第五項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

り、中小企業者一人についての保険価額の合計額が十億円を超えることができない保険（以下「特定支払契約保険」という。）について、特定支払債務の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、特定支払債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者一人が代わつてする特定支払債務の弁済を保険事故とする。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

3 第三条第二項及び第五項並びに前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

2 公庫と新事業開拓保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に海外投資関係保険の保険関係が成立している場合にあっては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、海外投資関係保険の保険関係が成立するものとする。

2 公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険、特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金金の額のうち保証をした額が二億円（当該債務者たる中小企業者について既に事業再生保険の保険関係が成立している場合にあっては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、事業再生保険の保険関係が成立するものとする。

2 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る

（特定社債保険）

（特定支払契約保険）

（保険料）

（保険金）

る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権を行使するために債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用（経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。）に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第六条 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 信用保証協会は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（求償）

第七条 信用保証協会は、普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第八条 保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後中小企業者に対する求償権（信用保証協会が当該中小企業者に代わって弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）に、支払を受けた保険金の額の回収後残額に対する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三

号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）求償権を行使して取得した額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第九條 公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払った保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十條 公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第八條の規定により公庫に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額を超えるときは、その超える額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十一條 公庫は、信用保証協会がこの法律（この法律に基づく命令を含む。）の規定又は普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険、特定支払契約保険の保険関係の条項に違反したときは、普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、事業再生保険、特定社債保険若しくは特定支払契約保険の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたって当該保険契約を解除することができる。

（経営安定関連保証の特例）

第十二條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた特定中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「経営安定関連保証（第十二条に規定する経営安定関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三項の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三項の三第二項中「当該借入金金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該借入金金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」とする。

第十三條 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十四條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十五條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証（第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）において行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた特例中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「危機関連保証（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第一項及び第三項の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「危機関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項及び第三項の三第二項中「当該借入金金の額のうち」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」と、それぞれ当該借入金金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「危機関連保証及びその他の保証」とする。

第十六條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての第三条第二項、第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。



第十七条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。  
 (経営安定関連保証及び危機関連保証に係る限度額)

第十八条 経営安定関連保証及び危機関連保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2 昭和六十四年三月三十一日までの間において政令で定める日までに倒産関連保証(第三条の第二項に規定する債務の保証であつて、第二条第三項第一号、第二号又は第五号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条の規定にかかわらず、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 第三条 倒産関連保証に係る保険関係の二第合計額が千の保険価額の合計額及びその一項 五百万円  | 他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ二千円及び千五百円 |
| 第三条 当該保証を倒産関連保証及びその他の保の二第した借入金証ごとに、当該保証をした借の額が千五入金の額がそれぞれ二千円百円(当及び千五百円)(倒産関連保証債務者 証及びその他の保証ごとに、当該債務者 | 当該債務者                         |
| 千五百万円それそれ二千円及び千五百円から   | 万円から                          |

3 昭和六十四年三月三十一日までの間において政令で定める日までに次の要件のいずれにも該当することについてその住所を管轄する都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、第十二条から第十四条まで及び前項の規定の適用については、第二条第三項第五号に該当することについての認定を受けたものとみなす。

一 その者の行う事業と同種の事業について、その属する業種の相当数の中小企業者につき

|  |  |
|--|--|
| その事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の国際経済事情の変化によつて生じた事態であつて通商産業大臣が指定するものが生じていると認められること。                          | 二 その者について、その事業の目的物たる物品又はこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあることその他の事態であつて通商産業大臣が指定するものが生じたため、その事業活動に支障を生じていると認められること。  |
| 第二条第三項第七号に規定する破綻金融機関等には、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号)の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であつたものを含むものとする。 | 5 当分の間、経営安定関連保証(第二条第五項第六号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 |
| 第三条 倒産関連保証に係る保険関係の二第合計額が千の保険価額の合計額及びその一項 五百万円  | 計額が二億円   |
| 第三条 当該保証を倒産関連保証に係る保険関係の二第した借入金証ごとに、当該保証をした借の額が千五入金の額がそれぞれ二千円百円(当及び千五百円)(倒産関連保証債務者 証及びその他の保証ごとに、当該債務者               | 四億円  |
| 千五百万円それそれ二千円及び千五百円から   | 万円から   |

|  |        |
|--|--------|
| 第三条 倒産関連保証に係る保険関係の二第合計額が千の保険価額の合計額及びその一項 五百万円  | 計額が二億円 |
| 第三条 当該保証を倒産関連保証に係る保険関係の二第した借入金証ごとに、当該保証をした借の額が千五入金の額がそれぞれ二千円百円(当及び千五百円)(倒産関連保証債務者 証及びその他の保証ごとに、当該債務者 | 四億円    |
| 千五百万円それそれ二千円及び千五百円から   | 万円から   |

場合を含む。

第五条 百分の七十百分の九十(流動資産(無担保保険、担保保険、公害防止保険、流動資産、海外投資関係保険、担保保険、公新事業開拓保険、事業害防止保険、再生保険及び特定社債エネルギー対保険にあつては、百分策保険、海外の八十)投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)

6 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の二に規定する危機対応業務として行ふ貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

附則 (昭和二十六年六月二十五日法律第二三九号)  
 この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月二十六日法律第二五〇号)  
 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十六年一月三〇日法律第二七五号) 抄  
 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年七月二四日法律第八〇号) 抄  
 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条(これらの各規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

附則 (昭和二十八年七月三十一日法律第一〇七号) 抄  
 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附則 (昭和二十八年八月一〇日法律第一九六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年三月三十一日法律第二二号)  
 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月五日法律第五二号)  
 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第九条の五第二項の規定の適用については、この限りでない。

附則 (昭和三十一年三月二六日法律第三〇号) 抄  
 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月三日法律第一六四号) 抄  
 (施行期日)  
 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月二五日法律第一八七号)  
 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二六日法律第九四号) 抄  
 この法律は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)附則第七条の規定の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月一日法律第七一号) 抄  
 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年三月三十一日法律第三三三号) 抄  
 (施行期日)  
 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十三年三月二七日法律第二九号)  
 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。



附則 (昭和四十九年五月二日法律第四一  
号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
5 改正後の中小企業信用保険法第三条第一項、  
第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の三  
第一項及び第二項(これらの規定を附則第二項  
の規定による改正後の中小企業信用保険法の一  
部を改正する法律附則第三条第二項並びに附則  
第三項の規定による改正後の中小企業信用保険  
法の一部を改正する法律附則第三条及び第四条  
の規定により読み替えて適用する場合を含む)  
の規定は、昭和四十九年二月二十二日から適用  
する。

附則 (昭和五〇年七月一日法律第五一  
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (昭和五〇年一月二二日法律第  
八八号) 抄

附則 (昭和五三年五月一日法律第三六  
号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (昭和五三年七月一日法律第八四  
号) 抄

附則 (昭和五四年四月一日法律第一  
九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行す  
る。  
附則 (昭和五五年五月二〇日法律第五  
三号) 抄

附則 (昭和五五年五月二〇日法律第五  
三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、附則第十六条から第三十六条までの規定  
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行する。  
(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措  
置)

第二十一条 前条の規定の施行前に改正前の中小  
企業信用保険法第二条第三項の近代化関係中小

企業者であつて同項第六号から第八号までに掲  
げるものについて成立している同法第三条の七  
第一項に規定する近代化保険の保険関係につい  
ては、なお従前の例による。  
附則 (昭和五五年五月三一日法律第七  
二号) 抄

附則 (昭和五五年五月三一日法律第七  
二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和五五年六月一〇日法律第八  
〇号) 抄

附則 (昭和五七年五月一八日法律第五  
〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和五九年八月一〇日法律第七  
一号) 抄

附則 (昭和五九年八月一〇日法律第七  
一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律等の一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 附則第二条に規定する塩業組合に関し  
ては、この法律の規定による改正後の次に掲げ  
る法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。  
一から五まで 略

附則 (昭和六一年二月五日法律第九  
八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和六三年三月三一日法律第一  
四号) 抄

附則 (昭和六三年三月三一日法律第一  
四号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から  
施行する。  
(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措  
置)

第二条 この法律の施行前に成立している改正前  
の中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)  
第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険  
の保険関係については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に成立している旧法第三条  
の七第一項に規定する近代化保険の保険関係に  
ついては、なお従前の例による。  
附則 (平成元年二月二九日法律第八  
二号) 抄

附則 (平成元年二月二九日法律第八  
二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (平成四年六月二六日法律第八七  
号) 抄

附則 (平成四年六月二六日法律第八七  
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則 (平成五年五月二二日法律第四九  
号) 抄

附則 (平成五年五月二二日法律第四九  
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (平成七一年一月一日法律第一二  
五号) 抄

附則 (平成七一年一月一日法律第一二  
五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。  
(見直し)

附則 (平成一〇年二月一八日法律第  
一五二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。  
附則 (平成一〇年二月一八日法律第  
一五二号) 抄

附則 (平成一〇年二月一八日法律第  
一五二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条、第七条、第九条及び第十条の  
規定 公布の日

附則 (平成一一年三月三一日法律第一  
九号) 抄

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施  
行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十  
一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布  
の日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第五十九条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。

附則 (平成一一年三月三一日法律第一  
九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措  
置)

附則 (平成一一年三月三一日法律第一  
九号) 抄

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に必要となる経過  
措置は、政令で定める。  
附則 (平成一一年三月三一日法律第  
一六〇号) 抄

附則 (平成一一年三月三一日法律第  
一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)  
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ  
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。  
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質  
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二  
十四号第二項、第千三百二十六号第二項及び  
第千三百四十四号の規定 公布の日

附則 (平成一一年三月三一日法律第  
一六〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条、第七条、第九条及び第十条の  
規定 公布の日

附則 (平成一一年三月三一日法律第  
一六〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第三条、第七条、第九条及び第十条の  
規定 公布の日



(政令への委任)  
**第十条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第十一条** 政府は、第一条の規定の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐり金融の状況等を勘案しつつ、同条の規定による改正後の中小企業信用保険法第三条の八に規定する特定社債保険の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十一年二月二二日法律第二二五号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあった場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があった場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いは、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から七まで 略

八 中小企業信用保険法第二条第三項第一号

附則(平成二十二年四月七日法律第三九号)抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成二十二年二月一日法律第一三六号)抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第六条の規定 公布の日

|  |   |
|--|---|
| 二 第一条中小企業信用保険法第二条第三項第六号を削る改正規定、同項第七号の改正規定、同項第八号とする改正規定及び同法附則第五項の改正規定(「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第六号」に改める部分に限る。)並びに附則第五条及び第七条第二項の規定 平成十三年四月一日 | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 第一条中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第二条第三項の規定による倒産関連中小企業者の認定を受けた中小企業者は、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第二条第三項の規定による特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなす。  | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 第一条中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第二条第三項の規定による倒産関連中小企業者の認定を受けた中小企業者は、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第二条第三項の規定による特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなす。  | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 第一条中小企業信用保険法(以下「旧法」という。)第二条第三項の規定による倒産関連中小企業者の認定を受けた中小企業者は、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法(以下「新法」という。)第二条第三項の規定による特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなす。  | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |

|   |   |
|---|---|
| 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 | 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 |
| 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 | 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 |
| 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 | 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 |
| 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 | 三 当該保証(保証)の限度額を、附則第一条本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する半期における短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 |

|   |   |
|---|---|
| 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |
| 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 | 二 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保証関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保証関係とみなす。 |

の保険関係の保険価額の合計額の限度額について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後平成十五年三月三十一日までの間に、当該規定の施行後における中小企業をめぐり金融の状況等を踏まえ、新法附則第五項の規定に基づく措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十三年六月二七日法律第七五号)抄

(施行期日等)  
**第一条** この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則(平成二十三年二月七日法律第一四六号)抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
**第二条** この法律の施行前に成立している保険関係であつて改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する給付を受けたことによる債務の保証に係るものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
**第四条** 政府は、この法律の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐり金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法の規定について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一四年六月二日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年一月二日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の九第一項の改正規定は平成十五年一月六日から、附則第十五条の規定は公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月九日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。  
一 略  
二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一項を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この法律の施行前に成立しているこの法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険の保険関係は、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険の保険関係とみなす。

附則（平成二〇年六月一日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年七月八日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年七月八日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年七月八日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年五月二〇日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一項を加える改正規定、同法第九十八号第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十九号の六、第二百二十五条第十四号並びに第二百七条第二項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十二条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九第一項、第七十九条の五十三第四項及び第八十五条の十六の改正規定、第十三条の規定、第十六条中保険業法第二百四十条の六第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十九条第一項、第二百四十九条の二第一項及び第二百五項、第二百四十九条の三並びに第二百六十五条の二十八第一項の改正規定、第七十七条の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五条第三項の改正規定を除く。）、第二十条の規定並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十九条（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十一条の改正規定に限る。）、第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三条第二項の改正規定を除く。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第七十七条第二項の改正規定を除く。）、第三十三条及び第三十四条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第三十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」

という。）の施行の状況等を勘案し、必要があるとき認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附則（平成二五年六月二二日法律第五七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定、公布の日

（政令への委任）

**第五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第六条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があるとき認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

**附則（平成二七年五月二七日法律第二九号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業信用保険に関する経過措置）

**第五条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

**附則（平成二九年六月一四日法律第五六号）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。